



保険・年金

国民健康保険とは

☎ 住民課 ☎ 内線153~158

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき安心して医療が受けられるように、みんなでお金を出し合い、助け合う制度です。医療費は皆さんが納めた国保税と、国などからの補助金で賄われています。

加入の対象となる人

職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人、および後期高齢者医療保険に加入している人以外は国保に加入しなければならないことになっています。原則として、居住している市区町村の国保に加入します。

◆国保に加入している人の例

- ・お店などを経営している自営業の人
 - ・農業や漁業などを営んでいる人
 - ・退職して職場の健康保険などをやめた人
 - ・パートやアルバイトなどをされていて、職場の健康保険などに加入していない人
 - ・外国人登録をされていて、1年以上日本に滞在するものと認められる外国籍の人
- ※それぞれ、後期高齢者医療保険に加入している人を除きます。

国保に加入するとき (14日以内に保険年金担当へ届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村から転入したとき	他の市町村の転出証明書
他の健康保険の資格を喪失したとき 社会保険の扶養家族をはずれたとき	他の健康保険の資格喪失証明書またはそれに代わる資格が喪失した事がわかる証明書類
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
外国人が加入するとき	外国人登録証明証・パスポート

国保を外れるとき (14日以内に保険年金担当へ届出をしてください)

こんなとき	持参するもの
他市区町村へ転出したとき	保険証
他の健康保険に加入したとき	国保の保険証・新しく加入した健康保険証
生活保護を受けはじめたとき	保険証・保護開始決定通知書
死亡したとき	印鑑・保険証・葬祭の領収書又は会葬礼状・喪主の方の預金通帳
外国人が脱退するとき	保険証・外国人登録証明証

主な給付・貸付

項目	内容
出産育児一時金支給	国保に加入している人が出産したとき原則42万円支給します。 ※産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産した場合の支給額
葬祭費支給	国保に加入している人が死亡したとき、葬儀を行った人に対し、5万円を支給します。(口座振込)
高額療養費貸付	国保税の滞納がない人に高額療養費支給見込額の80%を貸付けます。
高額療養費	同じ月内の医療費が限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、通知でご案内します。 医療費が高額になる場合は、あらかじめ申請をすることによって「限度額適用認定証」が交付されます。この認定証を医療機関に提示することで、窓口での支払が限度額までとなります。(「限度額適用認定証」は交付できない場合があります) 高額療養費の限度額については「自己負担限度額」の表をご覧ください。
高額介護合算療養費	1年間にかかった医療費と介護サービス費を合計し、限度額を超えた額を支給します。対象となる人には、通知でご案内します。 (高額医療・高額介護合算制度は、通常8月1日から翌年7月31日を1年間として計算されます。この間に被用者保険(社会保険等)から国保に変わった人には、通知による案内は送られません)
療養費	保険証を持たずに病院にかかったときや医師が必要と認めた補装具を作ったときなどに、保険負担分を支給します。
人間ドック等助成	医療機関で人間ドック(脳ドックを含む)を受診される場合、事前に申請することで1年度に1回、検査料の助成を受けられます。(検査料(税抜)の3分の2の額で、25,000円が限度) 国保に加入されている30歳以上の人で、国保税に未納がない人が対象です。
指定保養所助成	指定保養所に宿泊するとき、大人1泊3,000円、子ども1泊1,500円、国保および後期高齢者医療保険の加入者は年度内2泊まで助成を受けられます。



保険・年金

介護保険

保険者と被保険者

☎ 健康増進課 ☎ 内線184～187

保険者(運営者)

●介護保険制度を運営するのは市町村です

- ・要介護認定を行います
- ・介護保険サービスの確保・整備をします
- ・第1号被保険者の保険料の賦課・徴収を行います

被保険者(加入する人)

●40歳以上の人全員が加入します

- ・保険料を納めます
- ・介護保険サービスを利用するため、要介護認定の申請をします
- ・介護保険サービスを利用し、利用料を払います

◆第1号被保険者 65歳以上の人

常に介護が必要(要介護状態)であったり、一定の支援が必要(要支援状態)な場合は、原因を問わず、介護保険サービスを利用することができます。

◆第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人(医療保険に加入している人)

介護保険で対象となる病気(特定疾病)が原因で要介護・要支援状態になった場合に限り、介護保険から介護保険サービスを受けることができます。

介護保険サービスを利用した場合

●介護保険サービスの利用料の1割、2割または3割を自己負担します

自己負担が著しく高額になった場合には、一定額を超えた場合について申請により払い戻されます(高額介護サービス費)。

65歳になったら「被保険者証」が交付されます

「介護保険被保険者証」は、要介護認定の申請、ケアプラン(サービス計画)の作成、サービス利用などの際に必要となります。大切に保管してください。

※40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)は、要介護・要支援の認定を受けた場合に「介護保険被保険者証」が交付されます。

◆特定疾病とは

次の16種類が定められています

1. がん末期
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靭帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護・介護予防サービスの種類

訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事、入浴、排せつのお世話など)や生活援助(掃除、買い物、食事の準備など)を行います。
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護 介護予防訪問看護	看護師などが訪問し、看護(床ずれの手当て、点滴の管理など)を行います。
訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリを行います。
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導をします。
通所リハビリテーション (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンターなどで、入浴や食事の介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
短期入所生活介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどに短期間入所して、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	車椅子や特殊寝台、スロープなどのレンタルが受けられます。
居宅介護住宅改修 介護予防住宅改修	手すりの設置や床段差の解消などの小規模な改修費の支給が受けられます。(改修前に事前申請が必要です。)
特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	ポータブルトイレ、入浴補助用具などの購入費の支給が受けられます。
介護予防・ 日常生活支援総合事業	食事や入浴・排せつの介助などの訪問・通所サービス、配食や見守りなどの生活支援サービスを受けたり、体操教室や介護予防に関する講演会に参加できます。

施設サービスの種類

介護保険施設は4種類あります。この中から介護の必要性に応じて入所する施設を選び、利用者が直接施設に申し込み、契約を結びます。

なお、要支援の人は施設サービスを利用できません。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な人が食事、入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられます。
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする人が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で医療や看護などが受けられます。
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。介護療養型医療施設の転換施設です。

地域密着型サービス

◆認知症対応型通所介護(デイサービス)

認知症の高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。

◆認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者が共同で生活できる場で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます(要支援2以上の人が入所できます)。

◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通して、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を一体的にまたは連携して行います。(要支援1・2の人は利用できません)

介護保険を利用するための手続き

☎健康増進課 ☎内線184~187

介護サービスを利用するには、介護が必要な状態であることの認定(要介護認定)を受ける必要がありますので、まず介護認定の申請をしてください。介護サービス利用の手順は、次のとおりです。

1. 申請

介護サービスを受けることが必要になったら、本人又は家族が健康増進課介護保険担当に介護認定の申請をしてください。申請が困難な場合は、地域包括支援センターへ連絡してください。申請のお手伝いをします。申請には、介護保険被保険者証が必要になりますのでお持ちください(第2号被保険者の人は健康保険被保険者証)。

地域包括支援センター埼玉セントラル

☎049-274-2080

地域包括支援センターみずほ苑みよし

☎049-293-7341

※入院中の人は、病状が安定しましたら介護認定の申請ができますのでご相談ください。

2. 訪問調査

町の職員(調査員)が家庭などを訪問して、心身の状態について聞き取り調査をおこないます。

3. 審査

(一次判定)

調査の結果をコンピュータに入力し、判定を行います。

(二次判定)

一次判定や主治医の意見書(町が医師に作成依頼)をもとに、どのくらい介護が必要か介護認定審査会にて審査され、要介護度が判定されます。

※「主治医」とは、病気のことなどをよく把握している医師(かかりつけ医)のことです。

4. 認定

介護が必要な度合い(要介護度)や、サービスの利用限度額などが決まり、本人に通知されます。ただし、「非該当(自立)」と判定された人は、介護保険でのサービスは受けられません。介護保険以外の高齢者福祉サービスや健康長寿担当、社会福祉協議会の事業に参加することができますのでお問い合わせください。

三芳町社会福祉協議会 ☎258-0122



保険・年金

三芳町フォトギャラリー
Miyoshi Town Photo Gallery



地域の笑顔を支えます
介護のご相談はみずほ苑へ



社会福祉法人 美咲会

みずほ苑

三芳町竹間沢735-1

《入所のお問い合わせ》
・特別養護老人ホーム
・ショートステイ
049-258-9211
《通所のお問い合わせ》
・デイサービスセンター
049-258-9434
《ケアプラン作成・介護相談》
・居宅介護支援事業所
049-258-9488
《高齢者の総合相談窓口》
・地域包括支援センター
049-293-7341

<https://www.mizuhoen.com>



5. 介護サービス計画の作成

要介護度が決まりましたら、介護支援専門員(ケアマネジャー)を選び連絡してください。介護支援専門員が家庭を訪問し、本人や家族と相談しながら要介護度に応じた介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。要支援の認定の人は、担当地区の地域包括支援センターに連絡してください。

6. サービスを利用する

ケアプランにもとづいて、必要な在宅サービスを利用します。かかった費用の1割、2割または3割が自己負担となります。

地域包括支援センター

☎ 健康増進課 ☎ 内線188～190

地域包括支援センターは高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として町内2か所に設置されています。事業対象者及び要支援1・2と認定された人のケアプラン作成や介護予防事業、総合相談、高齢者の権利擁護や虐待対応、ケアマネジャーの支援などを行っています。

◆業務時間 月～土曜日(祝日および12月29日～1月3日までを除く)8:30～17:15
※土曜日は予約制です。

担当地区	名称	住所	電話番号
第1地区 上富全域、北永井全域、藤久保3区、6区	地域包括支援センター 埼玉セントラル	上富 2177	☎049-274-2080
第2地区 藤久保1区、2区、4区、5区、竹間沢1区、みよし台1区	地域包括支援センター みずほ苑みよし	竹間沢 735-1	☎049-293-7341

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度

☎ 住民課 ☎ 内線153～158

75歳以上の人の医療制度は、それまで加入の健康保険から後期高齢者医療制度になります。

保険者

「埼玉県後期高齢者医療広域連合」で、県内の全市町村により構成されています。

※国民健康保険と違い、町の運営ではありません。

●三芳町役場の窓口では

◆保険証の交付(特定記録)

◆紛失等による保険証の再交付

◆限度額適用・標準負担額減額認定証等の発行

世帯員全員の所得に応じて、入院した時の医療費の上限及び食事代が安くなる認定証を発行することができます。(病院に提示することで安くなります。)

◆保険料の徴収

◆人間ドック等助成

◆指定保養所助成

◆各種申請や届出書の受付

(例)資格取得・異動・喪失の届出、高額療養費の申請・介護合算療養費、療養費(コルセット等を作った際)の申請、葬祭費支給申請

被保険者(後期高齢者医療制度の対象者)

- ・75歳を迎える人は、自動的に後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、手続きは不要です。
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けている人が、後期高齢者医療制度への移行を希望する場合、申請手続きが必要です。

お医者さんにかかるとき

医療機関の窓口で後期高齢者医療制度の保険証を提示して、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を負担します。

※自己負担の割合は、令和4年度中に見直され、新たに2割負担が創設される予定です。



国民年金

国民年金

問 住民課 ☎内線153~158

国民年金の制度・加入者

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。これは、老後または障害状態や母子家庭となってしまったときに、生活の安定を図ることを目的に国が年金を支給する制度です。加入する人(被保険者)は、保険料の納め方の違いにより次のように分けられます。

●第1号被保険者

農林漁業、自営業、自由業、学生などの方や厚生年金などに加入していない給与生活者(サラリーマン)。保険料は、銀行・郵便局・コンビニなどで納められます。

●第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している会社員や公務員。保険料は給与天引きされます。

●第3号被保険者

第2号被保険者の扶養になっている配偶者。配偶者が加入している年金制度がまとめて保険料を負担するため、自身で納める必要はありません。

●任意加入被保険者(希望者のみ)

60歳になった時、受給権はあるものの受給額を増やしたい場合や基礎年金を満額にしたい場合は65歳まで、受給権がない人は最長70歳まで任意加入して納付することができます。納付方法は原則として口座振替です。

保険料

●定額保険料(第1号被保険者)

令和3年度:16,610円 ※保険料は変動制です。

●付加保険料

定額:400円

第1号被保険者で、より多くの年金を受けたいと希望する方が納めます。

※国民年金基金に加入している方は納められません。

納め方

納付書を利用して銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・コンビニなどの窓口で直接納められます。また、預貯金口座から引き落とし口座振替・クレジットカード納付は、納め忘れがなく便利です。

●口座振替納付

口座振替依頼書を金融機関または年金事務所、役場の窓口に提出してください。依頼書は各窓口に備え付けているほか、納付書にも同封しています。

●クレジットカード納付

年金事務所または役場窓口に備え付けの依頼書に記入し、提出してください。

届出

次の場合には年金事務所への届け出が必要です。

- ・氏名や住所が変わったとき
- ・受取り金融機関を変更したいとき
- ・年金証書をなくしたとき
- ・年金受給者が亡くなったとき

支払いが困難なとき

第1号被保険者で、病気や失業、災害、営業不振などで所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合は、保険料免除制度や納付猶予制度を利用できます。承認された期間の保険料は10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。(納付には申込みが必要です。また、3年目以降の追納は、加算額が上乗せされます。)

学生の場合は、学生納付特例制度を利用できます。

国民年金基金

国民年金に加入している人には、サラリーマンのような老齢基礎年金に上乗せする年金がありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。

国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

◆問い合わせ 埼玉県国民年金基金 ☎0120-65-4192

手続きと届出

問 住民課 ☎内線153~158

主な手続き	持参するもの
1 第1号被保険者	
海外転出・転入、外国人が転入した場合	年金手帳
2 第2号被保険者	
60歳になる前に会社を退職した場合	年金手帳、退職年月日のわかる書類
3 第3号被保険者	
配偶者の扶養からはずれた場合	年金手帳、扶養からはずれた年月日のわかる書類
配偶者が第1号被保険者になった場合	年金手帳、配偶者の退職年月日がわかる書類
配偶者が年金の受給を開始した場合(自身が60歳未満の場合のみ)	年金手帳
4 資格関係の手続き	
付加保険料の申し出・辞退する場合 任意加入の申し出・辞退する場合	年金手帳
5 免除等の手続き	
保険料免除・納付猶予申請	年金手帳
学生納付特例申請	年金手帳、学生証
産前産後期間の保険料免除申請	年金手帳、母子手帳
6 裁定請求の手続き	
老齢基礎年金(1号期間のみの人) 障害基礎年金(初診日が1号期間中) 遺族基礎年金・寡婦年金	年金手帳、請求者名義の預貯金通帳、マイナンバーが記載されたもの(マイナンバーカード・住民票など)

老齢基礎年金の繰り上げ支給と繰り下げ支給

老齢基礎年金は65歳から受けられますが、希望すれば60歳から64歳までの年齢でも繰り上げで受けることができます。しかし、年金を受けようとする年齢月によって一定の割合で年金額が減額されます。

また、希望により66歳以降の月からでも受け取ることができ、受給開始年齢月により一定の率で増額されます。



保険・年金